住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

武蔵野市

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）（７万円/１世帯）のご案内

令和５年度 武蔵野市 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）（１世帯あたり７万円）は、住民税均等割非課税世帯や家計急変のあった世帯を支援する給付金です。

給付金の支給額

１世帯あたり７万円

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（**３万円**）が**武蔵野市から支給**された世帯

左記以外の方

世帯全員の令和５年度**住民税均等割が非課税**の世帯

令和５年中（１月～12月）の収入が減少し**住民税非課税相当**の収入となった世帯
※家計急変世帯

手続きは不要です

対象世帯には、武蔵野市から支給のお知らせをお送りいたします。
【支給予定日】
令和６年２月16日頃から順次支給します。

手続きが必要です

申請期限：令和６年４月30日（火）
（消印有効）

12月１日時点（家計急変世帯は申請日時点）で武蔵野市に住民登録がある場合に対象となります。
【支給までの期間】
不備のない確認書（または申請書）を受理した日から概ね20日後

詳しくは裏面へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給を受ける手続き

Ⅰ　令和５年度住民税（均等割）が非課税の世帯

基準日（令和５年12月１日）時点で武蔵野市に住民登録がある世帯が対象になります。基準日時点で他自治体にお住いの世帯や、他自治体で同じ給付金を受給されている場合には武蔵野市からの支給対象となりません。

【世帯の全ての方が、令和５年１月１日以前から武蔵野市にお住まいの場合】

- 対象となる世帯には、市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、**返信してください**。

【確認事項】
①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと　等

【世帯の中に、令和５年１月２日以降に転入した方がいる場合】

- 武蔵野市では全ての方の所得状況が確認できないため、給付金を受け取るには、**申請が必要**となる場合があります。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に、直接または郵送でご提出ください。

Ⅱ　予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

申請日時点で武蔵野市に住民登録がある場合に対象となります。

※　住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和５年１月から12月までの任意の１か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なります。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（東京都市部の場合）
単身の場合：100万円以下、母・子(1人)の場合：156万円以下

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、直接または郵送でご提出ください。

！ あらかじめ収入が減少することが明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

お問い合わせ

武蔵野市電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（追加分）コールセンター

0422-60-1994　受付時間 午前９時～午後５時（土日祝除く）